

公 示 日 : 2021 年 2 月 10 日

調達管理番号 : 20a01155

国 名 : 全世界

担 当 部 署 : 地球環境部水資源グループ水資源第二チーム

案 件 名 : 全世界水道事業経営及びファイナンスに関する技術協力事業に係る調査及び技術支援業務

1. 担当業務、格付等

(1) 担 当 業 務 : 水道事業経営・ファイナンス

(2) 格 付 : 2 号

(3) 業務の種類 : 調査・研究

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2021 年 4 月上旬から 2021 年 12 月下旬まで

(2) 業務 M/M : 国内 1.7M/M、現地 2.0M/M、合計 3.7M/M

(3) 業務日数 : 国内 34 日間、現地 60 日間

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部

(2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部

(3) 提 出 期 限 : 2021 年 3 月 3 日 (水) (12 時まで)

(4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2021 年 3 月 15 日 (月) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロフィール評価項目及び配点

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 業務の実施方針等 : | (20 点) |
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |
| (2) 業務従事者の経験能力等 : | (80 点) |
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国又は同類似地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |
- (計 100 点)

類似業務	水道事業の経営及びファイナンスにかかる各種業務
対象国／類似地域	ケニア、ラオス、ナイジェリア、ベトナム、タイ、南アフリカ共和国、エチオピア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 :
- 特に無し。
 - ただし、本件受注者が本件業務の対象となる実施中案件(別表 1 に記載の案件の内、案件ステータスが「実施中」となっている案件)を既に受注している場合、当該案件を本業務の対象から除外する等の調整を行うことがあります。
- (2) 必要予防接種 : 黄熱病 (入国に際しイエローカード (黄熱病予防接種証明書) の提示が必要です)

6. 業務の背景

2015年9月に国連サミットにおいて採択された持続可能な開発目標(SDGs)では Goal 6 として「2030年までにすべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」ことが目標として掲げられた。

水道事業は膨大な施設投資を必要とする資本集約的な公共サービスであり、施設の建設や更新に必要な資金調達は大きな課題である。しかしながら、国連水関連機関調整委員会 (UN-Water) の調査によれば、調査対象となった70か国の内、80%以上の国々において Goal 6 達成のための資金が不足しており¹、全て

¹ UN-Water (2017) Financing Universal Water, Sanitation and Hygiene under the Sustainable Development Goals, UN-Water Global Analysis and Assessment of Sanitation and Drinking-Water GLAAS

の開発途上国において Goal 6 を達成するためには年間およそ 2,030 億 USD の追加資金が必要と推計されている²。

開発途上国における多くの水道事業体では、水道事業のサービス水準の低さや財務基盤の脆弱性により、水道料金収入による健全な事業運営を達成出来ていない。一例として、サブサハラアフリカ諸国における水道事業体では、施設整備費の内、水道料金収入から充当されているのは全体の約 16% に留まり、ODA による貸付・贈与が 42.7% と、施設整備費の最大の資金源になっている²。しかしながら、近年の水衛生分野における ODA の年間貸付契約額及び贈与契約額は減少傾向にあることから¹、ODA に依存しない形で Goal 6 達成のための資金ギャップを埋める必要がある。

係る状況に対し、世界銀行は、事業の効率化や適切な水道料金の設定・料金徴収の改善等によって水道事業体の経営・財務基盤を強化し、Creditworthiness を高め、その結果、水道事業体がブレンデッド・ファイナンスや民間資金等、ODA 以外の多様な資金源にアクセスできるよう、段階的な支援を行う必要性を指摘している³。

JICA も「課題別指針 水資源」（2017 年）において、「水道事業経営の改善」や「資金調達メカニズムの整備」を SDGs ターゲット 6.1⁴ に対応した開発戦略目標の中間目標に設定し、これまでも多くの国や地域の水道事業体を対象として経営計画の策定、財務の改善等の技術協力事業等を実施してきた。しかしながら、資金調達に関する制度整備に取り組んだ事例は少なく⁵、また、2030 年までの SDGs ターゲット 6.1 の達成に貢献すべく上水道分野への支援を更に強化するためには、限られたリソースの中で最大限の効果を上げられるよう、経営改善と資金調達メカニズム整備の両分野における協力の質を高めていく必要がある。

水道事業の経営・ファイナンスに関する課題の克服には、財務的分析能力のみならず、水道事業全般に関する工学的な視点も必要であり、極めて高度な専門的知見が求められる。上水道分野の協力の質を高めていくためには、本案件を通じ、各国や地域の現状と課題を踏まえ、関係者との協議を通じた案件形成、実施、評価、フォローアップ等、協力の各段階において専門的知見に裏付けられた技術支援を得ることが重要である。

7. 業務の内容

2017 Report

² Global Water Intelligence (2018) Financing Water to 2030

³ Kolker et al. (2016) Financing Options for the 2030 Water Agenda, Water Global Practice, World Bank

⁴ SDGs ターゲット 6.1 「2030 年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。」

⁵ JICA (2017) 課題別指針 水資源

業務従事者は前項の目的を達成するため、JICA 及び相手国関係機関と十分な意見交換を行い、「(1) 対象プロジェクトと業務工程」を踏まえて「(2) 業務の内容」に示す内容の業務を実施する。

(1) 対象プロジェクトと業務工程

① 対象プロジェクト

対象となるプロジェクトは「(2) 業務の内容」に記載のとおり

② 業務工程

本業務は 2021 年 4 月上旬より開始し、2021 年 12 月下旬の終了を目処とする。なお、原則として現地調査には JICA 職員等が同行することを想定している。

現地調査は別表 2 の日数・時期で想定しているが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う渡航制限措置によって現地渡航が困難な場合には当該業務を日本国内からオンライン会議ツール等を活用して実施することを検討する他、案件進捗状況により時期や期間、調査対象国の変更、現地調査の追加・中止の可能性がある。

(2) 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力及び基礎情報収集・確認調査等の JICA スキームの概要及び手続きを十分に把握の上、別表 1 に示す対象案件に係る関係コンサルタントや JICA 職員等と協議・調整しつつ、以下に示す業務を行う。

① 技術協力プロジェクトの事業計画策定に関する技術的助言

計画中の案件について、詳細計画策定調査に参団し、事業計画策定にあたり必要な調査・情報収集を行い、当該案件を担当する JICA 職員等に対して技術的助言を行う。具体的な業務内容は以下の通りとし、本業務は主に現地作業として実施する。

1) 国内準備期間

- ア) 既存の関連文献、レポート等をレビューする。
- イ) 詳細計画策定調査に係る対処方針（案）に対して助言する。
- ウ) 関連会議や勉強会等に参加する。

2) 現地調査期間

- ア) 現地事務所／支所との打合せに参加する。
- イ) 先方政府関係機関や関連組織との協議及び現場調査・ヒアリング等を通じて担当分野の調査業務及び技術的分析を行い、当該分野の現状と課題についてとりまとめる。
- ウ) 課題の解決に向けて先方政府カウンターパートに対して助言を行う。
- エ) 担当分野に係る現地調査結果を現地事務所／支所に報告する。

3) 帰国後整理期間

- ア) 帰国報告会、国内打合せに参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- イ) 対象案件に係る関係コンサルタントの作成する報告書・レポート等に対して技術的観点からコメント・助言を行う。

本業務で現地調査を予定している対象案件、対象国は以下のとおり。

- ・ (計画中) ケニア国 水道経営能力・給水サービス強化プロジェクト (仮称)

② 実施中の技術協力プロジェクト及び技術協力個別案件(専門家)に係る技術的助言

実施中の案件について、オンラインでの合同調整委員会(JCC)や関連会議への出席、プロジェクト進捗に伴う当該案件を担当するコンサルタント及びJICA職員等に対する助言、レポートの確認・コメント等を国内作業として行う。

本業務で予定している対象案件、対象国は以下の通り。

- ・ (実施中) ラオス国水道事業運営管理能力向上プロジェクト
- ・ (実施中) ナイジェリア国 水道事業運営アドバイザー業務

③ 基礎情報収集・確認調査に係る技術的助言

実施中の基礎情報収集・確認調査について、関連会議への出席、調査方針・調査方法に関する技術的観点からの提言のとりまとめ、当該調査を担当するコンサルタント及びJICA職員等に対する助言、レポートの確認・コメント等を行う。

本業務で予定している対象案件、対象国は以下の通り。

- (実施中) ベトナム国 水道分野における民間資金活用に係る情報収集・確認調査
- (実施中) ケニア国 都市給水分野における資金協力有効活用のための情報収集・確認調査

④ 技術協力プロジェクト等の新規案件形成に必要な基礎的な調査・情報収集
水道事業の経営改善・ファイナンスに関連する技術協力プロジェクト等の新規案件形成について検討するために必要な基礎的な調査・情報収集を行う。具体的な業務内容は以下の通りとし、本業務は主に現地作業として実施する。

1) 国内準備期間

- ア) 調査・情報収集の概要及び対処方針(案)を JICA 職員とともに検討・策定する。
- イ) 既存の関連文献、レポートのレビュー等を通じて情報収集を行う。
- ウ) 関連会議や勉強会等に参加する。

2) 現地調査期間

- ア) 現地事務所／支所との打合せに参加する。
- イ) 先方政府関係機関や関連組織との現場調査・ヒアリング等を通じて担当分野の調査業務及び技術的分析を行い、当該分野の現状と課題についてとりまとめる。
- ウ) 必要に応じ、課題の解決に向けて先方政府カウンターパートに対して助言を行う。
- エ) 担当分野に係る現地調査結果を現地事務所／支所に報告する。

3) 帰国後整理期間

- ア) 帰国報告会、国内打合せに参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- イ) 調査報告書を担当 JICA 職員とともに作成し、案件形成の可能性や、調査対象国への今後の中長期的な協力方針等について JICA に助言する。

本業務で現地調査を予定している対象国及び、調査テーマ、調査の概

要（案）は以下のとおり。最終的な対象国や調査テーマは JICA と受注者が協議の上で決定する。

以下に示すもの以外に調査対象国に追加すべき国や JICA にとって有益と思われる調査テーマある場合はプロポーザルにおいて提案すること。

- （タイ国）中進国の水道事業における資金調達の経験に関する基礎的調査

日本では、水道の施設整備が急がれる高度成長期下において、公営企業債を発行して長期低利の資金を調達し、水道の施設整備を行った。このような資金調達が可能であった背景には、①郵便貯金、年金、簡保資金などの公的資金を活用して公営企業債を発行できたこと、②公営企業債の発行には総務大臣または都道府県知事の同意を得ることとなっており、金融機関が個別に審査を行わなくとも信用力が担保されていたこと、③水道事業が独立採算制であり、財務規律が保たれていたことなど、日本に特有の事情によって短期間に大規模な施設整備が行うことが出来た側面もある。

しかしながら、既に水道施設整備が進んでいる東南アジア諸国を始めとする中進国において、これまでにどのような資金調達メカニズムの下で施設整備が進められたのか、体系的に知見が整理されていない。

本調査ではタイ国等を対象とし、中進国における水道施設整備に関する資金調達の経緯や課題、JICA の無償資金協力事業や円借款事業が果たした役割等を整理し、今後 JICA が資金調達に関する制度整備に取り組むために必要な知見を取りまとめる。

- （ケニア国、南アフリカ共和国、ベトナム国）開発パートナーとの協働／協調融資による資金調達の可能性に関する基礎的調査

JICA は Water Finance Facility (WFF) と包括連携覚書を締結し、SDGs Goal 6 の達成に向けた途上国の水・衛生セクターへの民間資金及び公的資金の動員促進を目的とし、ナレッジの共有や連携の可能性を追求している。

WFF は現地通貨建ての債券発行によって途上国の国内民間投資家から資金を集め、公的資金もブレンドしながら水道事業体への資金供給を行っている。現在はケニアでのみ活動を行っているが、2030 年までにウガンダやルワンダ、インドネシアやベトナム等への

進出と計 10 億 USD の債権発行を計画しており⁶、これらの国においても JICA と WFF の更なる連携の可能性を検討する必要がある。

また、JICA は南部アフリカ開発銀行（DBSA : Development Bank of Southern Africa）と業務協力協定を締結し、上水道、特に無収水対策分野での協力を行っている。これまでに、DBSA が南アフリカ国内の水道事業体等に対して無収水対策を目的とした融資を行うために必要な技術支援等を JICA が実施してきたが、南アフリカ共和国国内に留まらず、他のアフリカ諸国においても外部資金を用いた広域的な無収水対策事業を推進するため、DBSA との更なる連携強化が必要である。

他にも、JICA はベトナム国「ビンズオン省上水道拡張事業」において、アジア開発銀行（ADB : Asian Development Bank）と協調して海外投融資事業を行うなど、上水道セクターにおいて他の開発パートナーと積極的に協働してきた。他方、SDGs 達成に向けた大きな資金ギャップを克服するためには、こうした開発パートナーとの連携を積極的に進め、更なる外部資金の動員を図る必要がある。

本調査では、ケニア国、南アフリカ共和国、ベトナム国等を対象とし、WFF、DBSA、ADB 等の開発パートナーとの連携状況をレビューし、更に発展させていくための知見や方策を取りまとめる。

なお、ケニア国での現地調査は「7.（2）①」項に示す「ケニア国 水道経営能力・給水サービス強化プロジェクト（仮称）」に係る現地調査と同時に実施すること。

- （エチオピア国） Performance Based Contracts よる無収水削減事業が経営改善に与える影響に関する基礎的調査

開発途上国における多くの水道事業体では水道料金請求の対象とされない無収水が多く、水道事業経営上の大きな課題となっている。

無収水対策のためには水道事業体の状況や資的な制約条件等に応じて適切な手法を選択する必要があるが、その一つとして Performance Based Contracts（PBCs）による無収水対策事業がある。PBCs は成果主義的な契約形態であり、請負業者に対しては無収水削減の成果に応じて対価が支払われる。PBCs により請負業者は柔軟性と裁量をもって無収水対策を行うことができ、従来型の無収水対策事業に比べて費用便益が 68 %高いとの報告もあることから⁷、

⁶ Global Water Intelligence (2018) Financing Water to 2030

⁷ PPIAF (2016) Using Performance-Based Contracts to Reduce Non-Revenue Water, World Bank Group

世界銀行グループの Public Private Infrastructure Advisory Facility (PPIAF)らがエチオピアのアディスアベバを始め、多くの国と地域で PBCs による無収水削減事業を実施・計画している。

しかしながら、PBCs による無収水対策事業を成功させるためには、水道事業体の事業環境や財務状況、水道事業の規制監督制度等を考慮し、適切な事業デザインや契約条項を設定する必要がある。

本調査では、アディスアベバ上下水道公社等を対象とし、PPIAF が実施・計画している PBCs による無収水対策事業の概要や課題、水道事業経営に与えた影響等を整理・分析し、今後 JICA が経営改善を目的とした無収水削減事業を行う上で必要な知見や留意点等を取りまとめる。

⑤ その他

1) JICA 水資源ナレッジマネジメントネットワーク (KMN) 資金調達サブタスクへの技術的助言

JICA では既存のナレッジの共有や活用、新たなナレッジの創造・蓄積・発信を促進するため、水資源 KMN 活動として職員による自主勉強会等を実施している。水資源 KMN 内に設置された資金調達をテーマとするサブタスク（資金調達サブタスク）の活動について、サブタスクメンバーの一員として関連会議に出席し、専門的な見地からサブタスク活動に助言を行うとともに、勉強会の講師や活動成果の対外発信等を行う。

受注者は契約期間中に 3 回（1.5 時間/回）程度、水道事業経営や資金調達・ファイナンス等に関する勉強会を行うこととし、具体的なテーマは JICA と協議の上で決定することとするが、現時点での JICA の想定は以下のようなテーマを含むものである。含めるべき内容等について、プロポーザルで提案すること。

- ア) 途上国の水道事業体の会計制度の現状と課題、他ドナーによる会計制度への支援（企業会計への移行・独立採算化支援等）事例の紹介
- イ) 途上国の水道事業における資金調達・ファイナンス・民間資金動員の現状と課題に関する解説、資金調達の事例紹介と事例の類型化
- ウ) 途上国における水マーケットの状況や、水メジャーの動向等
- エ) PPP 事業に係るトランザクションアドバイザーサービスの基礎や留意事項

オ) 先進国（オランダ、イギリス、フランス、アメリカ等）の水道事業における資金調達制度の比較分析・解説

2) JICA イニシアティブ「水道事業体成長支援－都市水道－」への技術的助言

JICA が課題別事業戦略を強化するために導入・推進している JICA イニシアティブの一つである「水道事業体成長支援－都市水道－」について、水道事業経営やファイナンスの観点から、戦略策定上必要な調査・情報収集・技術的助言を行う。

3) 国際会議対応、他開発パートナーとの連携に係る技術的助言

JICA が包括連携覚書を締結している Water Finance Facility (WFF) 等の他の開発パートナーとの連携や、国際会議への対応について、必要な助言を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書（和文 1 部）

契約期間中の技術的助言を取りまとめて、業務完了報告書（和文）を添付し、2021 年 12 月 17 日までに電子データ及び簡易製本各 1 部をもって提出し、報告する。報告書の記載項目案は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ 業務実施上で残された課題
- ⑤ 業務実施より抽出された教訓
- ⑥ その他特記事項

(2) 収集資料

業務時に収集した資料及びデータは分野別や国別などに整理し、リストを付した上で JICA に提出し、報告する。

(3) 業務従事者業務従事月報

業務従事者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月

報を作成し、監督職員に提出し、報告する。

(4) 議事録等

各報告書説明・協議や、その他の重要な協議・確認のために協議を行う場合には、先方と当方での認識の不一致が生じないように記録しておくべきと考えられる協議結果の概要について議事録に取りまとめ、JICA に対して速やかに提出し、報告する。

上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出し、報告する。

(5) 報告書の仕様

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。報告書の印刷、電子化（CD-R）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関する仕様ガイドライン（2020年1月）」を参照のこと。また上記作成資料は簡易製本とする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」をご参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みますが、現地調査に係る航空賃及び日当・宿泊料等は別見積で計上して下さい。航空経路は下表を標準とします。

渡航国名	経由地
ケニア	アブダビ／ドーハ／ドバイ
タイ	直行便
南アフリカ共和国	シンガポール／香港／アブダビ／ドーハ／ドバイ
ベトナム	直行便
エチオピア	直行便／バンコク／香港／ドバイ

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務期間中

1) 業務スケジュール

現地業務に係る想定スケジュールは別表 2 に示す通りであるが、新型コロナウイルスの感染拡大状況や現在実施中の関連プロジェクトの進捗状況に応じて変更・中止となる可能性がある。

2) 現地業務期間中の JICA による便宜供与内容

JICA 事務所／支所による便宜供与事項は以下のとおり。

- ア) 空港送迎： あり（必要に応じて警護警官手配合む。）
- イ) 宿舎手配： あり
- ウ) 車両借上げ： あり（JICA 職員等と同乗すること。）
- エ) 通訳備上： あり（英語圏以外の国での現地調査時のみ。JICA 現地職員が通訳として同行する可能性もあります。）
- オ) 現地日程のアレンジ： あり
- カ) 執務スペースの提供： なし

② 国内業務期間中

1) 業務スケジュール

国内業務に係る想定スケジュールは別表 2 に示す通りであるが、新型コロナウイルスの感染拡大状況や現在実施中の関連プロジェクトの進捗状況に応じて変更・中止となる可能性がある。

2) 国内業務期間中の JICA による便宜供与内容

JICA 地球環境部による便宜供与事項は以下のとおり。

- ア) 執務スペースの提供： あり
- イ) 業務用 PC の貸与： あり

(2) 参考資料

① 閲覧資料

本業務に関する以下の資料が JICA ウェブサイトにて閲覧可能です。

- ラオス国 水道事業管理能力向上プロジェクト (MaWaSU2) (事前評価表)
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_1700437_1_s.pdf
- ラオス国 水道事業管理能力向上プロジェクト (MaWaSU2) (プロジェクトホームページ)
<https://www.jica.go.jp/project/laos/023/index.html>

- ナイジェリア国 水道事業運営アドバイザー業務（案件概要表）
https://www.jica.go.jp/activities/project_list/knowledge/ku57pq00002mnhqq-att/2019_530_nig.pdf
- JICA と Water Finance Facility による包括連携覚書の締結に係るプレスリリース
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/related/20200323.html>

② 配布資料

1) プロジェクト等に関する資料

本業務に関する以下の資料を当機構地球環境部水資源グループにて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (gegwt@jica.go.jp) 宛にメールにて配布を希望する旨を連絡してください。

- ラオス国 水道事業管理能力向上プロジェクト (MaWaSU2) プロジェクトブリーフノート
- ベトナム国 水道分野における民間資金活用に係る情報収集・確認調査
- ケニア国 都市給水分野における資金協力有効活用のための情報収集・確認調査
- イニシアティブ：水道事業体成長支援（案）

2) 情報セキュリティ関連資料

本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効と

させていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、日本大使館及び JICA 事務所／支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、JICA 事務所／支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所／支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上

別表1 対象案件一覧

番号	業務種別※	国名	プロジェクト名	スキーム	案件ステータス	渡航回数	現地調査時期	業務日数目途	
								現地	国内
1	①	ケニア	水道経営能力・給水サービス強化プロジェクト(仮称)	技術協カプロジェクト	計画中	1	2021年8月頃	20	4
2	②	ラオス	水道事業管理能力向上プロジェクト(MAWASU2)	技術協カプロジェクト	実施中	0	-	0	2
3		ナイジェリア	水道事業運営アドバイザー業務	個別専門家	実施中	0	-	0	2
6	③	ベトナム	水道分野における民間資金活用に係る情報収集・確認調査	基礎情報収集調査	実施中	0	-	0	5
7		ケニア	都市給水分野における資金協力有効活用のための情報収集・確認調査	基礎情報収集調査	実施中	0	-	0	2
9	④	タイ	中進国の水道事業における資金調達の際験に関する基礎的調査	-	-	1	タイ:2021年5月頃	10	4
10		(ケニア)、南アフリカ共和国、ベトナム	開発パートナーとの協働／協調融資による資金調達の可能性に関する基礎的調査	-	-	2	南アフリカ:2021年7月頃 ベトナム:2021年10月頃	20	4
11	⑤	エチオピア	Performance Based Contracts による無収水削減事業が経営改善に与える影響に関する基礎的調査	-	-	1	エチオピア:2021年9月頃	10	4
11		全世界	JICA 水資源ナレッジ・ネットワーク (KMN) 資金調達サツタスクへの技術的助言	その他	-	0	-	0	3
12		全世界	JICA イニシアティブ「水道事業体成長支援—都市水道—」への技術的助言	その他	-	-	0	-	0
13		全世界	国際会議対応、他開発パートナーとの連携に係る技術的助言	その他	-	0	-	0	2

※業務種別は以下の通り。

- ① 技術協カプロジェクトの事業計画策定に関する技術的助言
- ② 実施中の技術協カプロジェクト及び技術協カ個別案件(専門家)に係る技術的助言
- ③ 基礎情報収集・確認調査に係る技術的助言
- ④ 技術協カプロジェクト等の新規案件形成に必要な基礎的な調査・情報収集
- ⑤ その他

業務人日小計	60	34
業務人月小計	2.00	1.70
業務人月合計	3.70	

別表2 業務スケジュール案

番号	国名	プロジェクト名	業務日数目途		2021年															
			現地	国内	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月							
1	ケニア	水道経営能力・給水サービス強化プロジェクト(仮称)	20	4						ケニア (20)										
2	ラオス	水道事業管理能力向上プロジェクト(MaWASU2)	0	2																
3	ナイジェリア	水道事業運営アドバイザー業務	0	2																
4	ベトナム	水道分野における民間資金活用に係る情報収集・確認調査	0	5																
5	ケニア	都市給水分野における資金協力有効活用のための情報収集・確認調査	0	2																
6	タイ	中進国の水道事業における資金調達の実験に関する基礎的調査	10	4		タイ (10)														
7	(ケニア)、南アフリカ共和国、ベトナム	開発パートナーとの協働/協調融資による資金調達の可能性に関する基礎的調査	20	4				南アフリカ (10)		(ケニア) (10)										
8	エチオピア	Performance Based Contractsによる無収水削減事業が経営改善に与える影響に関する基礎的調査	10	4																
9	全世界	JICA水資源レビュー・ネジメソントネットワーク(KMN) 資金調達サテライトへの技術的助言	0	3																
10	全世界	JICAイニシアチブ「水道事業体成長支援—都市水道—」への技術的助言	0	2																
11	全世界	国際会議対応、他開発パートナーとの連携に係る技術的助言	0	2																

○凡例

■ 現地業務
 ■ 国内業務(随時)

※括弧内は業務人日を表す。